

(別紙1)

保幼発第485号
令和3年(2021年)8月25日

保護者各位
(熊本市に在住の方)

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和3年(2021年)8月17日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和3年(2021年)9月12日までとされましたが、保育所等(※1)の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、市内でも多くの新規感染者が確認されておりますことや「まん延防止等重点措置」が出された後も、園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、可能な限り登園を控え、家庭での保育にご協力をいただきますようお願いいたします。

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、施設型給付幼稚園

1 対象者について

家庭で保育が可能な方

2 登園自粛要請期間について

令和3年(2021年)8月30日(月)～令和3年(2021年)9月12日(日)

【担当】熊本市保育幼稚園課
TEL : 096-328-2568

保幼発第485号

令和3年(2021年)8月25日

事業主 様

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について(依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
令和3年(2021年)8月17日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和3年(2021年)9月12日までとされましたが、保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、市内でも多くの新規感染者が確認されておりますことや「まん延防止等重点措置」が出された後も、園児の感染の増加傾向が続いていることから、本市において感染拡大防止対策を更に強化することが、収束に向けて重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、保護者の皆様には、令和3年(2021年)8月30日から9月12日にかけて、可能な限り登園を控え、家庭での保育にご協力をいただくよう要請することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、傘下団体・企業に対し、要請いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568